

富山高岡広域都市計画地区計画の変更
(富山市決定)

富山市中心市街地地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（富山市決定）

都市計画 富山市中心市街地地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	富山市中心市街地地区 地区計画	
位 置	富山市総曲輪三丁目、西町、一番町、上本町、三番町、堤町通り一丁目、古鍛冶町、太田口通り一丁目及び山王町の各一部	
面 積	約 9.7 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、富山駅より南に約 1.3km、商業地域に位置し、古くから富山市の中心商業地区として賑わいをもたらしてきた。また、当地区及び周辺には、市内電車環状線、富山国際会議場、富山市ガラス美術館などが立地し、公共交通の利便性も高く、多様な都市機能が集積していることから、今後も都心として発展が期待される地区である。</p> <p>一方で、都市人口の減少や大型商業施設の郊外立地により、空き店舗の発生と来街者の減少が生じ、中心市街地としての魅力が低下している状況であり、商店街としてのつながりや品格の維持が求められている。</p> <p>このことから、当地区において、富山市の都心の顔としてふさわしい都市景観や品格を阻害することなく、富山の持つ自然や文化と調和した良好な都市環境の維持・形成を図ることを目標とする地区計画を定めるものである。</p>	
に 関 する 方 針	区域の整備・ 開発及び保 全	土地利用 の方針
<p>1 階部分を商業施設としての利用に努めるなど、連続した賑わいと品格のある富山の都心にふさわしい魅力ある商店街を目指した土地利用を図る。</p>		
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限
<p>計画図に示す建築物等の用途の制限を定める道路の区画街路第 2809 号線（総曲輪通り）、市道総曲輪線（平和通り）、主要地方道富山上滝立山線（桜橋電車通り）及び主要地方道富山立山公園線（平和通り）に面する敷地において、以下に掲げる建築物を建築し、又は、建築物を以下の用途に供してはならない。</p>		
		(1)
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に定めるキャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を行う施設その他これらに類するもの。</p>		
		(2)
<p>同法第 2 条第 6 項第 4 号に定める宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル」等）。</p>		
		(3)
<p>貸金業法第 3 条第 1 項に定める登録を受けた貸金業者の事業所その他これらに類するもの。</p>		

「区域は計画図の表示のとおり」

理 由

計画地において、富山の持つ自然や文化、都市景観と調和した良好な都市環境の維持・形成を図ることを目標とする地区計画を定め、連続した賑わいと品格のある富山の都心にふさわしい魅力ある商店街を目指した土地利用を図る。

富山市中心市街地地区地区計画 範囲図

